

平成24年度行政補助業務に関する質問に対する回答

整理番号	業務種別	分類	質問事項	回答
1	発注者支援全般	管理技術者の地域精進	当該事務所管内の考えですが、電子政府の総合窓口イーガブの『パブリックコメント』（発注者支援業務（積算技術業務・工事監督支援業務・技術審査業務）民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果について）に記載されおられますNo10『事務所が所管する施設等が所在する都道府県を示すものとし、その考え方でよろしいでしょうか。』の考え方でよろしいでしょうか。以上、よろしくお願いたします。	①詳細な市町村を記載している業務：「入札説明書によられたい。」 ②詳細な記載がない業務：「事務所が所管する施設等が所在する都道府県を示すものとし、その考え方でよい。」
2	工事監督支援	技術士登録書	配置予定管理技術者の資格を技術士とした場合、その写しは「技術士登録証」で良いのか、それとも「技術士登録等証明書」が必要なのか、また、そのどちらも必要なのかお尋ねします。 「技術士登録等証明書」が必要な場合、証明年月日が直近のものでなければならぬのか、それとも日付は問わないのかお尋ねします。	「技術士登録証」の写しでよい。
3	工事監督支援	同種業務実績について	・同種業務について 工事監督業務が「品質検査業務」と「現場資料作成業務」に分かれていた当時の「現場資料作成業務」は同種となりますか。	提出された業務実績について、業務内容を確認し判断する。 なお、同種又は類似業務として認められる業務は、「発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績に定める業務の内容一覧」（別紙-4参照）の中から業務毎に設定することとなるため、個別の入札説明書で確認されたい。
4	工事監督支援	同種業務実績について	・配置予定管理技術者の実績について 当該事務所管内における同種業務が複数ある場合、1件でも2件でも同じ評価となるのでしょうか。	複数でも同じ評価である。
5	工事監督支援	企業の資格・実績等	様式-4について質問します。 予定管理技術者の同種又は類似業務について、「平成23年度完了予定含む」とありますが、平成23年度から実施されている複数年（平成23・24年度）業務については実績としてみなされるのでしょうか。	平成23年度から実施している複数年（平成23・24年度）業務については実績としてみなさない。
6	全般	同種業務実績について	お世話になります。 予定管理技術者の同種又は類似業務実績について、予定管理技術者が以前に所属していた会社の実績を記載する場合、受注先（予定管理技術者が以前に所属していた会社名）を記載した方がよろしいのでしょうか。 また、記載する場合、どの項目の欄に記載すればよろしいのでしょうか。	入札説明書6.（6）1の表中「配置予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績」において「競争参加資格確認申請者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。」、また「記載様式は様式-4とする。」と記載しているため確認されたい。 また、入札説明書6.（6）2等を確認されたい。
7	工事監督支援	手持業務量の記載について	入札説明書5-5（4）1の手持業務量において、「複数年契約の業務の場合は、平成24年度の支払限度額とする」とありますが、平成23年度の支払いが終わっておらず、平成24年度の支払限度額が不明の場合はどのように記載したらよろしいでしょうか。	競争参加資格確認申請書提出時点における、複数年契約業務の契約書に記載された平成24年度の支払限度額とされたい。
8	工事監督支援	同種又は類似業務の実績について	入札説明書5-5（2）の同種又は類似業務の実績において、「平成23年度完了予定も対象に含む」とありますが、平成23・24年度の複数年業務の実績（履行中）がある場合、平成23年度分については完了予定と考えてもよろしいのでしょうか。	平成23年度から実施している複数年（平成23・24年度）業務において、平成23年度分については完了実績としてみなさない。
9	ダム管理支援	出勤日数の考え方	特記仕様書と積算参考資料とで年間出勤日数の設定の不整合について 特記仕様書では開庁日は全日、積算参考資料は19.5日/月となっているがどういう考え方なのか御教示いただきたい。	19.5日/月は、1ヶ月当たりの平均作業日数である。
10	ダム管理支援	特記仕様書	特記仕様書の業務内容に記載されている車両巡視及び船舶巡視について 特記仕様書に車両及び船舶の保険加入の記載はあるが、職員同乗の記載はないので、担当技術者による単独運転も可と解して良いのでしょうか。	担当技術者のみの対応も可能と考えております。
11	ダム管理支援	特記仕様書	ダム管理支援業務Bの業務履行報告について 特記仕様書第14条(1)(2)に、管理技術者は、履行した翌日に日誌を調査職員に報告することとなっているが、管理技術者が毎日ダム管理所に行き調査職員に報告するのは困難であり、ダム管理支援業務Bに従事した者が管理技術者及び調査職員に報告するのではいけないのでしょうか。 また、その経費は計上されているのでしょうか。	共通仕様書に記載されているように、ファクシミリまたは電子メールにより伝達し、後日有効な書面と差し替えることが可能と考えています。
12	ダム管理支援	積算基準	積算基準資料等について 見積参考資料では管理技術者の指揮監督は0.5日/月となっているが、参考資料のダム管理支援業務積算基準（案）によると2人以上は1.0日/月となっている。本業務の担当技術者はダム管理支援業務Aとダム管理支援業務Bを加えれば2人以上になるので指揮監督が1.0日/月になるのではないのでしょうか。 また、ダム管理支援業務Aは、原則勤務時間内に対し、ダム管理支援業務Bは、通常の勤務時間外の業務となっており、管理技術者は24h体制となるので指揮監督に対しての割増し係数はないのでしょうか。	指揮監督に係る管理技術者の員数は、全国の統一として参考資料の「ダム管理支援業務積算基準（案）」に示すとおり想定される担当技術者数が2名以下の場合には「0.5日/月」となっています。本業務においては、担当技術者を3名と想定しており、管理技術者は「1.0日/月」を計上することとなります。 今回、「見積参考資料」に示している、「0.5日/月」は「1.0日/月」の誤りであるため、資料の差し替えを致します。 なお、担当技術者の員数は、ダム管理支援業務Aとダム管理支援業務Bに係る人員を合計したものといたします。
13	ダム管理支援	特記仕様書	特記仕様書の業務内容に記載されている車両巡視及び船舶巡視について 車両及び船舶の貸与等及び免許証の所持、保険の加入等について特記仕様書に記載がないので、調査職員と同乗のみで担当技術者による運転はないと解して良いのでしょうか。	調査職員と同乗で行うことと考えております。
14	ダム管理支援	調査基準価格	調査基準価格について 特記仕様書第18条 調査基準価格と【別添】履行現実性の審査・評価のための追加書類等（発注者支援業務等）1. 調査基準価格の調査基準価格の算出方法が違いますのでどちらで算出すればよいのでしょうか。	調査基準価格につきましては【別添】履行現実性の審査・評価のための追加書類等（発注者支援業務等）に示す通りです。特記仕様書の記載の誤りのため、資料を差し替え致します。
15	ダム管理支援	積算基準	指揮監督の割増しについて ダム管理支援業務Aは、原則勤務時間内に対し、ダム管理支援業務Bは、通常の勤務時間外の業務となっており、管理技術者は24h体制となるので指揮監督に対しての割増し係数はないのでしょうか。	指揮監督に係る管理技術者の員数は、全国の統一として参考資料の「ダム管理支援業務積算基準（案）」に示すとおり担当技術者の員数により決定しています。
16	ダム管理支援	公物管理	特記仕様書第10条（5）は下記文章になっていますが、第9条-第10条で宜しいのでしょうか。ご回答願います。 第10条（5） 本特記仕様書第11条に記載する地震が発生した場合には、次表に示す機器のデータ観測及びデータ整理を行い、臨時に第9条第（2）項に示す項目の監視を行う。	特記仕様書第10条（5）を下記の通り差し替え致します。 本特記仕様書第11条に記載する地震が発生した場合には、次表に示す機器のデータ観測及びデータ整理を行い、臨時に第10条第（2）項に示す項目の監視を行う。
17	堰・排水機場管理支援	入札説明書	1、入札説明書P14の評価項目の「同種又は類似業務」について、休日・夜間における電話対応等にもつばら従事する者にも評価適用されるのでしょうか。 2、夜間及び休日における情報連絡業務には、定期的な堰の周辺巡視は含まれないと考えて良いのでしょうか。 3、休日・夜間における電話対応等の作業に関しては、「業務の主たる部門」に含まれるのでしょうか。 4、競争参加資格確認申請書の様式10で、配置予定担当技術者の人数を記載するようになっていますが、夜間及び休日における情報連絡業務に従事する者も担当技術者に含まれるのでしょうか。 5、入札説明書P8の配置予定担当技術者の資格要件の中で、【河川法施行規則第27条の2第1項1号に基づく登録試験（ダム管理技術士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了した者】とありますが、第2号の研修を終了した者に、ダム管理技術士受験のための研修会を受けた者は含まれるのでしょうか。	1. 休日・夜間における電話対応等にもつばら従事する者は、資格要件を要しません。 2. 定期的な堰周辺巡視は含まれません。 3. 休日・夜間における電話対応等の作業に関しては、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等を伴わないものであるため、「業務の主たる部分」に含まれません。 4. 競争参加資格確認申請書の様式10において、休日・夜間における電話対応等にもつばら従事する者は、資格要件を要しないことから、夜間及び休日における情報連絡業務に従事する者は記載する必要はありません。 5. 河川法施行規則第27条の2第1項2号の研修とは、国土交通大臣の定める要件を満たし、登録を受けた研修が対象となります。なお、財団法人全国建設研修センターが行うダム管理主任技術者研修が対象となっています。
18	工事監督支援	特記仕様書	第17条 施設等の使用（2）事務用品等について 質問事項 1. プリンターの数量につきまして、特記仕様書第6条に示された業務場所に1台の解釈でいいのでしょうか。 2. 業務に必要な自動車は、1台/人（担当技術者）の解釈でいいのでしょうか。	1. 特記仕様書を参照されたい。 2. 業務に必要な自動車は、担当技術者の人数分の台数です。 なお、自動車の損料は、1ヶ月当たり19.5日を計上。
19	工事監督支援	特記仕様書	特記第8条 打合せ協議の基地について 「・・・〇〇市役所（〇は後日通知予定）・・・」と記載されていますがいつ頃通知頂けますか。	入札参加業者が決定後、通知を予定している。
20	工事監督支援	担当技術者	電気通信設備工事における担当技術者は、宮崎維持出張所、新富監督官詰所の電気通信設備工事を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
21	工事監督支援	担当技術者の資格	特記仕様書「別紙-1 対象工種」および「第4条 担当技術者」について「別紙-1 対象工種」に「電気通信設備工事」がありますが、同等業務（電気通信設備工事）経験が1件以上無い場合、電気技術者の資格が必要となるのでしょうか。	入札説明書5-6 配置予定担当技術者に対する要件を参照されたい。
22	道路許認可	特記仕様書	特記仕様書第20条3. において、特殊車両の指導取締の記載がありますが、第10条業務内容において記載がありません。特殊車両の指導取締は業務内容に含まれるのでしょうか。	道路許認可審査業務のみを発注する際の特記仕様書（案）第20条変更契約3. に特殊車両通行に係る指導取締りに関する記述をしていましたので修正（削除）願います。

平成24年度行政補助業務に関する質問に対する回答

整理番号	業務種別	分類	質問事項	回 答
23	道路許認可	特記仕様書	特記仕様書第22条において、業務に必要な自動車の記載がございませんが、受注者にて準備する必要は無いのでしょうか。	質問の内容から推察すると特記仕様書(案)第23条のことと判断します。発注者支援業務等委託契約書第16条(物品等の調達)、契約書第17条(貸与品等)、道路許認可審査・適正化指導業務共通仕様書(案)第39条受注者に使用させることができる国有財産に関する事項、及び特記仕様書(案)第23条その他にもとづき実施頂きたい。
24	積算技術	業務内容	入札説明書に添付されています特記仕様書には、貸与資料として「特記仕様書の記載例等」があります。しかし本業務の入札説明書には特記仕様書(案)を作成することは記載されておられません。本積算業務にて特記仕様書(案)の作成は業務内容に含まれているのか、含まれていないのか、どちらで考えればよろしいのでしょうか。	発注者支援業務共通仕様書(案)第2編 積算技術業務 第2002条を参照されたい。
25	河川巡視	業務内容	各巡視箇所毎に特定の巡視員での巡視を行う必要はあるのでしょうか。	各巡視箇所毎に特定の巡視員を配置する必要はない。
26	河川巡視	業務内容	特に徒歩巡視が必要な箇所や場合の対応については、巡視方法の変更は可能なのか。	巡視方法を現場状況に応じて変更することは可能である。
27	積算技術	様式関係	様式-3、様式-4の業務履行場所は発注事務所の所在地ですか？それとも、当社の積算業務を行う所在地を記載すればよろしいですか？	様式に記入予定である業務の設計図書に記載のある、業務履行場所を記載されたい。
28	工事監督支援	特記仕様書	「・・・インターネット環境について、別途計上する必要があると判断される場合は、受発注者協議のうえ契約変更の対象とする。」と記載していますがASPの作業効率性より光回線の必要が生じた場合は変更の対象となるのでしょうか。	変更の対象とはならない。
29	用地補償総合技術	配置予定主任担当者の実績	入札説明書5-5.(1)2)①同種業務説明文末尾「(用地補償技術業務及び用地補償総合技術業務を含む。)」の「用地補償技術業務」は「用地補償技術補助業務」が含まれると理解するがよいか。	「用地補償技術補助業務」は含む。
30	用地補償総合技術	配置予定担当技術者・配置予定業務従事者の調査算定業務の実績	入札説明書6.(4)1)表中「記載事項」の「配置予定担当技術者・配置予定業務従事者の調査算定業務の実績」で、「配置予定の担当技術者及び業務従事者が過去に従事した本業務の補償対象と同種の補償の調査・補償金算定に関する業務の実績について記載する。」について、「調査・補償金算定に関する業務」には「用地関係資料作成整理等業務」、「用地補償技術補助業務」及び「用地補償総合技術業務」が含まれると理解するがよいか。	「用地関係資料作成整理等業務」、「用地補償技術補助業務」及び「用地補償総合技術業務」は、調査算定業務そのものを行う業務ではありませんので、「本業務の補償対象と同種の補償の調査・補償金算定に関する業務」には含まない。
31	用地補償総合技術	競争参加確認申請書	業務実績を証明する資料の添付は、入札説明書6.(4)2)で配置予定主任担当者のみの記載であることから、入札説明書5-5.(3)1)の配置予定業務従事者の3年以上の実務経験を有することの証明資料は不要と理解するがよいか。	業務実績を証明する資料の提出は「配置予定主任担当者」のみです。配置予定業務従事者の業務実績を証明する書類は不要。
32	用地補償総合技術	評価項目(配置予定担当技術者・配置予定業務従事者の調査算定業務の実績)	入札説明書9.(2)表中「評価の着目点」の「配置予定担当技術者・配置予定業務従事者の調査算定に係る専門技術力」で、「①過去10年間に於いて、本業務の補償対象と同種の補償について調査又は補償金算定に関する業務の実績がある。」について、「調査又は補償金算定に関する業務」には「用地関係資料作成整理等業務」、「用地補償技術補助業務」及び「用地補償総合技術業務」が含まれると理解するがよいか。	「用地関係資料作成整理等業務」、「用地補償技術補助業務」及び「用地補償総合技術業務」は、調査算定業務そのものを行う業務ではありませんので、「本業務の補償対象と同種の補償の調査・補償金算定に関する業務」には含まない。
33	用地補償総合技術	競争参加確認申請書	主任担当者が担当技術者を兼務する場合、様式-4及び5の担当技術者の記載は不要と理解するがよいか。	予定主任担当者が担当技術者を兼務する場合には、予定主任担当者からのみの提出を可能とする。
34	用地補償総合技術	競争参加確認申請書	担当技術者及び業務従事者についての様式-4⑥手持ち業務の状況及び⑦指導監督的実務経験の経歴並びに様式-5の「当該地域の業務実績(地域精通度の調査)」の欄の記載は不要と理解するがよいか。	様式-4⑥手持ち業務の状況及び⑦指導監督的実務経験の経歴並びに様式-5の「当該地域の業務実績(地域精通度の調査)」の欄の記載は予定主任担当者の評価項目ですので、担当技術者(主任担当者を除く)及び業務従事者の場合には、記載を要しないものとする。
35	用地補償総合技術	配置予定主任担当者等に対する要件	入札公告では、「担当技術者を設置する場合は」と記載されていますが、担当技術者を設置しなくてもよろしいのでしょうか。	配置予定主任担当者が担当技術者を兼ねる場合には、必ずしも担当技術者を設置しなくても良い。
36	用地補償総合技術	配置予定主任担当者等に対する要件	今回、業務を受けた場合、主任担当技術者及び担当技術者は、当該業務に専任しなければならぬのでしょうか。(他の業務を平行して従事してもよろしいのでしょうか。)	当該業務への専任義務は課していない。
37	公物管理補助	見積参考資料	【担当技術者の配置人数の考え方について】 見積参考資料ではH24年4月～H25年3月までは担当技術者3人、H24年4月のみ担当技術者1人となっているが、4月だけの担当技術者の配置は、他の3人と同様の固定配置ではなく複数の技術者による対応が可能でしょうか。	担当技術者の要件を満たしていれば可能と考えている。
38	公物管理補助	特記仕様書	【特記仕様書の業務内容に記載されている車両巡視及び船舶巡視について】 車両及び船舶の貸与等及び免許証の所持、保険の加入等について特記仕様書に記載がないので、調査職員と同乗のみで担当技術者による運転はないと解して良いのでしょうか。	車両巡視・船舶巡視については、受注者への車両・船舶の貸与はなく、発注者の車両・船舶にて調査職員の運転により巡視を行うこととしています。ただし、平成24年4月期のみ、受注者が準備する車両により、受注者が車両巡視を行うこととしています。なお、特記仕様書にその内容の記載が漏れていますので、特記仕様書に追記致します。
39	公物管理補助	特記仕様書	【車両による貯水池監視について】 見積参考資料にライトバンの増料が4月のみ計上されていますが、他の月は計上されてなく、特記仕様書に関する記載もないので担当技術者による運転はしないと解して良いのでしょうか。	平成24年4月期のみ、受注者が準備する車両により、受注者が車両巡視を行うこととしています。なお、特記仕様書にその内容の記載が漏れていますので、特記仕様書に追記致します。

平成24年度行政補助業務に関する質問に対する回答

整理番号	業務種別	分類	質問事項	回答
40	公物管理補助	特記仕様書	特記仕様書第10条(5)は下記文章になっていますが、第10条→第11条、第9条→第10条でよろしいでしょうか。ご回答願います。	特記仕様書第10条(5)に記載している第10条は第11条、第9条は第10条に訂正致します。
41	公物管理補助	入札説明書	入札説明書P9～10の配置予定担当技術者の資格要件の中で、【河川法施行規則第27条の2第1項1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了した者】とありますが、第2号の研修を終了した者に、ダム管理技士受験のための研修会を受けた者は含まれるのでしょうか。	河川法施行規則第27条の2第1項2号の研修とは、国土交通大臣の定める要件を満たし、登録を受けた研修が対象となります。なお、登録を受けた研修とは、財団法人全国建設研修センターが行うダム管理主任技術者研修となっております。
42	公物管理補助	公示文・入札説明書	競争参加資格確認申請書の様式10の、配置予定技術者の同種又は類似業務の実績に関する記載は「同種業務・類似業務・無し」の種別のみで、具体的な件名を記載しなくても良いのでしょうか。	「同種業務・類似業務・無し」の種別のみでの記載で問題ありません。
43	堰・排水機場管理支援	見積参考資料	積算に関する質問 1、配布資料「堰・排水機場管理支援業務積算基準」の(2)業務委託料の積算、イ直接人件費、(イ)直接人件費では、業務処理に従事する技術者は、技術員とする。とありますが、配布資料「見積参考資料」には、堰管理支援の出水期（平日勤務）の名称・規格にて技師（A）とあり、また、超過勤務の超過業務の名称・規格には技術員とあります。堰管理支援と超過勤務については、「技師（A）」と「技術員」いづれにてお考えでしょうか。 2、事務用品費について、「ノートパソコン及びプリンター（各1台）のリース料」とあります。これは1年間のリース料でしょうか。 3、技術者単価について、「開札日7日前時点までに、平成24年度技術者単価が策定され公表された場合は、平成24年度技術者単価を適用する。」とありますが、本業務の開札が2/24（金）とすると、2/17（金）公表分からでしょうか。また、その技術者単価は入札システムの追加資料として公開されますか。	1. 堰・排水機場管理支援業務積算基準に基づき、堰管理支援及び超過勤務ともに、「技術員」を想定しています。 2. 機器監視でも使用するため、1年間分のリース料を想定しています。 3. 2月17日までに技術者単価は公表する予定です。尚、技術者単価については九州地方整備局ホームページに掲載予定です。
44	工事監督支援	積算	業務に必要な自動車について 1 1日当たりの運転時間は、何時間でしょうか。また、月当たり使用日数は何日でしょうか。 2 自動車は、担当技術者の人数分の台数が計上されているのでしょうか。	業務に必要な自動車は、担当技術者の人数分の台数で考えており、1ヶ月当たり19.5日（運転時間2時間程度）で考えています。
45	積算技術	積算	1件の積算において、工事区分（積算システムレベル1）が複数(2区分以上)含まれた場合の積算見積の考え方は、各々の工事区分の積算見積単価を合算して良いか伺います。	特記仕様書の別紙1の各件数で判断して下さい。
46	積算技術	積算	C区分は、工種種別（積算システムレベル2）以外の「特殊」な工種の工事となっていますが、「特殊な工種内容」がわからないと積算見積りが出来ません。見積依頼時に「工事内容の条件提示」があると理解して良いか伺います。もし、「工事内容の条件提示」が出来なければ、例えば、「C区分の難易度は、B区分（標準）の〇割増し程度とする。」などの提示をして頂けないか伺います。	標準種別外の工法ですので、その点を考慮して頂き適宜判断願います。
47	積算技術	積算	平成23年度までの対象工事一覧表には、工種とその区分毎に 現地調査回数が記載されていましたが、今回は記載されていません。現地調査の対象工事と回数について伺います。	本業務における「当初積算」及び「変更積算」を積み上げる場合は、現地調査を行うものとします。
48	積算技術	積算基準	機械設備の工事種別には、各種設備が（同一レベルで）記載されていますが、例えば①小型水門（ゲート）製作据付工事と②排水機場（ポンプ）製作据付工事では、積算工数（見積歩掛）に差が生じると考えられますが、歩掛の考え方を伺います。	各工事種別を積算する事を考慮の上、見積歩掛を提出して下さい。
49	河川巡視	積算基準	車両管理業務委託積算基準について ・「河川巡視支援業務積算基準」4. 車両管理に、巡視に必要な自動車の積算は、「車両管理業務委託積算技術」によると記載してありますが、添付されていないので、提示をお願いします。	車両管理業務委託積算基準については、国土交通省のホームページ上に掲載しています。以下、URLから参照してください。 http://www.mlit.go.jp/common/000135421.pdf
50	積算技術	別紙ー1「対象工事一覧表」・現地調査	対象工事一覧表の最下段に、「本業務における「当初積算」及び「変更積算」を積み上げる場合は、現地調査を行うものとする。」と記載されていますが、現地調査の対象工事と回数は、全件数と理解して良いか伺います。	特記仕様書に記載のとおり現地調査は全件数が対象としています。
51	積算技術	現地調査の実施回数について	特記仕様書 第6条に現地調査の基地について記載されており、「入札説明書 4. (2) 1) 積算に必要な現地調査」及び、「発注者支援業務共通仕様書(案) 第2編 第2002条 1. 積算に必要な現地調査」に現地調査の記載があります。A区分からF区分について1件毎に、1回は現地調査を実施すると考えて良いか伺います。	現地調査は、A区分からF区分毎に1回/件は実施することとしています。
52	積算技術	業務用自動車の計上について	発注者支援業務積算基準 3. (2) 2) ③では、「現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次のa、bにより積算する。」とありますが、数量総括表の、「旅費交通費」で現地調査時の業務用自動車を計上して良いか伺います。	現地調査に使用する業務用自動車は数量総括表の「旅費交通費」に計上してください。
53	積算技術業務	積算	変更積算時におけるD、E、F区分について ①変更積算時におけるD、E、F区分については、「工種毎の変更図面枚数が当初図面の50%…」と記載されています。工種毎の図面枚数の比率により、区分することは困難ですが、合計枚数での比率により区分されると考えて良いか伺います。 ②各々の工種による比率にて区分される場合については、多様なパターンが考えられますが区分の考え方についてご提示頂きたい。	1 工事における合計枚数の比率にて区分してください。
54	河川巡視		河川巡視の指揮・監督について (数量総括表には指揮・監督として24回と計上されています。) ①指揮・監督は管理技術者が中津出張所に臨場して実施することが義務付けられると解してよろしいか伺います。 ②指揮・監督を中津出張所に臨場（24回）するための交通手段は公共交通機関と設定してよろしいか伺います。	①管理技術者が中津出張所に臨場する必要はありません。 ②臨場する必要がないため、指揮・監督に関する旅費は想定していません。
55	工事監督支援		プリンターにつきまして レーザープリンターやインクジェットプリンターなどの指定はございますでしょうか。	公表しているリース料金の仕様で考えており、それ以外の指定は特にありません。

平成24年度行政補助業務に関する質問に対する回答

整理番号	業務種別	分類	質問事項	回答
56	工事監督支援		プリンターにつきまして印刷速度に対する指標（印刷枚数20枚/分など）はございますでしょうか？	公表しているリース料金の仕様で考えており、それ以外の指定は特にありません。
57	公物管理補助	見積参考資料	(質問2)管理技術者の業務打合せに伴う旅費交通費の計上の有無のご指示をお願いいたします。	管理技術者の打ち合わせ協議に伴う旅費は計上致します。 なお、見積参考資料及び数量総括表に計上されておりませんでしたので、追記致します。
58	公物管理補助	技術者単価	(質問3)積算等を行う際、各技術者の単価は、平成24年度単価採用と判断してよろしいでしょうか。	平成24年度技術者単価を採用しております。 なお、平成24年度技術者単価については、2月1日付けで本省HPに掲載されております。
59	ダム管理支援	公物管理	1. ダム管理支援業務Bについて (1) 特記仕様書第8条2.1)②実施時間 2)土日・祝祭日・年末年始の全日 9時00分から翌日9:00までとなっておりますが、参考資料のダム管理支援業務積算基準(案)3.(2)②業務処理・就業時間に基づく直接人件費算出例では、土日・祝祭日・年末年始の全日 8:30~17:30、17:00~9:00となっております。実施時間が特記仕様書と算出例とが違っております。入札見積金額を算出するときに、見積参考資料の休日の摘要欄に記載されている「基準日額×2+(基準日額×1/8(0.5h×125/100+2h×150/100)×構成比)」により算出して宜しいでしょうか。 (2)参考資料のダム管理支援業務積算基準(案)3.(2)業務委託料の積算において就業時間に基づく直接人件費の算出例の休日の基準日額=基準日額×2+(基準日額×1/8(0.5h×125/100+2h×150/100)×構成比)の内の0.5時間(125/100)の根拠を御教示頂きたい。	(1)について 見積参考資料は、入札参加者の迅速及び適切な見積に資するため、当方の積算方法について参考にお示したものです。 (2)について 業務履行に必要な時間を示したものです。
60	ダム管理支援	公物管理	2. ダム管理支援業務Aについて (1) 業務実施日 ① 本特記仕様書では業務実施日は「行政機関の休日を除いた日」、つまり開庁日は全日と記載されているものの、添付された参考資料(ダム管理支援業務積算基準(案))では19.5日/月とされており双方の整合がとれません。本業務の積算においては特記仕様書で明記されている開庁日数(20.4日/月)で積算すべきか、それとも積算基準(案)で示されている19.5日/月で積算すべきか、どちらでしょうか。 ② 業務日数に変更が生じた場合は変更の対象になるのでしょうか。	①積算基準(案)のとおり19.5日/月としています。 ②変更の対象と考えておりません。